

1歳馬の登録が可能となる時期の繰上げについて(お知らせ)

6/10 既報.「競走馬に係る減価償却開始時期の見直しについて」お知らせしておりますが、この度、標題の件で地方競馬全国協会から、平成 28 年 9 月以降の馬登録については、競馬場・トレーニングセンター入厩の上登録と入厩しないで登録を行う場合手続き・申請書類が異なる通知がありました。関連様式①②を裏面に記しましたのでコピーしてご利用下さい。

地方競馬の馬登録が 馬 齢 1 歳 9 月 から 可 能 と な り ま し た

これまで馬齢 1 歳の 11 月以降に行うこととされていた当協会の馬登録の開始時期が 2 か月繰り上げとなり、1 歳の 9 月から登録可能となりました。これに伴い、1 歳の 9 月から競走馬の減価償却を行うことも選択できるようになります。

平成 28 年 9 月以降の馬登録については、競馬場・トレーニングセンターに入厩したうえで登録を行う場合と、入厩しないで登録を行う場合とで、下記のとおり手続き・申請書類等が異なりますのでご注意ください。

【馬登録の手続き及び申請書類について】

1. 従来どおり競馬場・トレーニングセンターに入厩のうえ馬登録を行う場合

⇒ 登録可能な時期が 2 か月繰り上がり馬齢 1 歳の 9 月から登録可能となりますが、馬登録の手続方法・申請書類は従来と全く同じです。

2. 競馬場・トレーニングセンターに入厩しないで馬登録を行う場合

① 登録可能時期：馬齢 1 歳の 9 月 1 日から 10 月 31 日まで

② 申請書類：従来の提出書類に加え、調教師が馬主に報告する「育成調教開始報告書の写し（別添様式①②）」の提出が必要となります。調教師が本報告書を提出する前提として、馬主との間に預託契約が締結されている必要があります。

③ 馬の登録検査について：当協会が行う馬登録においては、入厩しないで登録を行う場合でも登録前に必ず登録検査（実馬照合）を実施します。登録検査にあたっては、当協会の指定する日時・場所（競馬場・トレーニングセンター等）に馬を輸送していただくことが必要となります。従いまして、検査日時・場所等について調整が必要となりますので、事前に地方競馬全国協会登録課にご相談くださいますようお願い申し上げます。